

## 鎌倉市海岸下水道排水設備の設置及び使用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市海岸下水道排水設備の設置及び使用に関する条例（令和8年3月条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請等)

第2条 条例第3条第1項の規定により海岸下水道排水設備の使用の承認を受けようとする者は、使用を開始しようとする日の2週間前までに、海岸下水道排水設備使用承認申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、海岸下水道排水設備使用（変更）承認等通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認を受けた事項を変更しようとするときは、海岸下水道排水設備使用変更承認申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、海岸下水道排水設備使用（変更）承認等通知書により当該使用者に通知するものとする。

(管理上の条件)

第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める管理上必要な条件は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれかに最も近接した汚水柵（海岸下水道排水設備の汚水柵をいう。以下同じ。）に接続すること。ただし、最も近接した汚水柵に接続できない場合は、この限りでない。

ア シンク、シャワー、水洗便所その他これらに類するもの

イ アに掲げるものから排除された汚水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する汚水をいう。以下同じ。）の集水位置

(2) 汚水柵への排水管の接続は、海岸下水道排水設備を損傷させない工法で行うこと。ただし、汚水柵への排水管の接続に当たり、海岸下水道排水設備の一部を損傷させる必要が生じる場合であって、海岸下水道排水設備の管理主管課と事前の協議をするときは、この限りでない。

(3) 建築物から汚水を排除する場合は、他の建築物から排除される汚水と合流しないように汚水柵に排水管を接続すること（特別な事情がある場合を

除く。)

- (4) 汚水枿への排水管の接続に係る設計及び工事（排水管に固着する器具類の交換、修繕等のための固着、剥離に関する設計及び工事を除く。）は、鎌倉市下水道条例（昭和46年6月条例第2号）第5条第1項に規定する指定工事店で行うこと。
- (5) その他汚水枿への排水管の接続等に関し必要な事項は、鎌倉市下水道条例及び鎌倉市下水道条例施行規則（昭和46年6月規則第16号）の例によること。
- (6) 汚水枿への排水管の接続に係る工事に必要な諸費用は、使用者自らが負担すること。
- (7) 前条第2項又は第4項の規定により承認を受けた海岸下水道排水設備の使用を開始する日まで汚水を排除しないこと。
- (8) 汚水以外を排除しないこと。
- (9) 海岸下水道排水設備に汚水を排除するために設ける設備等を常に清潔に保ち、清掃、補修等適切な管理を行うこと。
- (10) 汚水枿に接続した排水管を撤去し、原状回復すること。
- (11) 海岸下水道排水設備の維持管理のため、市長が行う調査又は指導に協力すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が海岸下水道排水設備の管理上必要があると認める事項  
（使用の終了等の届出）

第4条 使用者は、海岸下水道排水設備の使用を終了し、又は休止しようとするときは、速やかに海岸下水道排水設備使用終了（休止）届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

（使用料の納付）

第5条 使用者は、条例第4条第1項に規定する使用料について、納入通知書により当該納入通知書を発した日から起算して30日を経過した日までに市長に納付しなければならない。

（接続日数）

第6条 条例第4条第2項に規定する使用料の額を算定するための接続日数は、汚水枿に排水管を接続した日から当該排水管を撤去した日までの期間における日数とする。ただし、当該期間のうち、使用者の自己の責めに帰すべき理由によらない原因により海岸下水道排水設備を使用して汚水を排除できない日数がある場合は、当該日数は含めないものとする。

(使用料の減免申請等)

第7条 条例第5条第2項の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、第5条に規定する納付期日までに、海岸下水道排水設備使用料免除申請書(第5号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、海岸下水道排水設備使用料免除等決定通知書(第6号様式)により当該申請した者に通知するものとする。

(監督処分)

第8条 市長は、条例第6条第1項の規定による処分又は命令をするときは、海岸下水道排水設備使用承認取消し・使用中止等通知書(第7号様式)を通知することにより行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和8年5月12日から施行する。